

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
3月30日
(火曜日)

目次

告示

山口県補助金等交付規則第二十条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課) 一

全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (財政課) 一

道路の区域の変更 (道路整備課) 一

道路の供用の開始 (道路整備課) 一

岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 二

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 二

小型船用特定係留施設の指定 (港湾課) 三

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) 四

徳山下松港港湾計画の変更の概要 (港湾課) 四

県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定 (住宅課) 五

山口県告示第四百十三号

山口県補助金等交付規則第二十条第一項第三号に規定する給付金に関する告示 (平成十九年山口県告示第十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

二中(甲)を(乙)とし、(ハ)から(カ)までを(イ)から(甲)までとし、(七)の次に次のように加える。
(ハ) 鳥獣被害防止総合対策事業交付金

山口県告示第四百十四号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の六の規定によりその例によるものとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、全国自治宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更した。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約
第三条第二号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。
附則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県告示第四百十五号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 三七六号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
周南市大字長穂字梓谷下三三四の一 地先から 同市大字須々万奥字神田一〇九〇の 二地先まで 並びに		最狭 二・三・一 二・三・六	三、六九四・三	

新		旧	
最狭 二・七・八	一〇五・五	最狭 五・九・七	一〇五・五
最狭 四・八・二〇	一、二二九・七	最狭 四・九・三	一〇五・五
最狭 一・五・三	一、三九五・三	最狭 四・九・三	一〇五・五
最狭 五・九・七	二、九六七・九	最狭 四・九・三	一〇五・五
最狭 二・七・八	一〇五・五	最狭 五・九・七	一〇五・五

山口県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十二年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三一般国道 三七六号	周南市大字須々万本郷字三太郎三八三の三地先から同市大字須々万本郷字小井手六七七の二地先まで 同市大字須々万本郷字神田一〇九〇の二地先まで	平成二十二年三月三十日

山口県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
和木町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画下水道事業和木町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十二年五月十三日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
玖珂郡和木町和木一丁目、和木二丁目、和木三丁目、和木四丁目、和木五丁目、和木六丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、関ヶ浜一丁目、関ヶ浜二丁目及び大字瀬田

山口県告示第四百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十二年三月三十日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域（第二工区）
 - (一) 位置
下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三二及び同字七四二の三二に沿接する国有海浜地地先公有水面
 - (二) 区域
次の1の地点と2の地点を結ぶ平成八年秋分の満潮位（D.L. + 三・一〇メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と国有海浜地との境界線、2の地点と4の地点を結ぶ満潮位における公有水面と防波堤との境界線、4の地点か

ら39の地点までを順次結んだ線及び1の地点と39の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 下松市大字東豊井字宮ノ洲の宮ノ洲四等三角点(北緯三三度五九分二

七・四三六秒東経一三一度五二分〇八・〇九一秒)から二五〇度二〇分四二秒二三三・六九メートルの地点

2の地点 1の地点から三三二度二四分三二秒一六・二八メートルの地点

3の地点 2の地点から五六度五六分五九秒六・二〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三二六度五九分二六秒一〇・一三メートルの地点

5の地点 4の地点から五六度五三分二九秒一五・五八メートルの地点

6の地点 5の地点から一四六度四一分〇八秒一・五〇メートルの地点

7の地点 6の地点から五六度五二分〇八秒五・三九メートルの地点

8の地点 7の地点から三二七度四九分二一秒一・四九メートルの地点

9の地点 8の地点から五六度五四分三〇秒一八・七二メートルの地点

10の地点 9の地点から一四七度二二分三〇秒一・五一メートルの地点

11の地点 10の地点から五六度五一分五二秒五・四一メートルの地点

12の地点 11の地点から三二六度三三分三三秒一・五〇メートルの地点

13の地点 12の地点から五六度五六分〇二秒一八・八七メートルの地点

14の地点 13の地点から一四六度五九分五八秒一・五〇メートルの地点

15の地点 14の地点から五七度〇〇分〇八秒五・四一メートルの地点

16の地点 15の地点から三二七度三二分二四秒一・五〇メートルの地点

17の地点 16の地点から五六度五五分四一秒二・三一メートルの地点

18の地点 17の地点から三九度〇〇分四七秒一四・六七メートルの地点

19の地点 18の地点から一八度五四分二九秒一・四九メートルの地点

20の地点 19の地点から三八度四七分〇六秒五・四一メートルの地点

21の地点 20の地点から三〇九度一五分二六秒一・四九メートルの地点

22の地点 21の地点から三九度〇三分〇七秒一八・七六メートルの地点

23の地点 22の地点から二八度二六分五三秒一・五一メートルの地点

24の地点 23の地点から三八度四〇分三二秒五・四〇メートルの地点

25の地点 24の地点から三〇八度三一分五三秒一・五〇メートルの地点

26の地点 25の地点から三九度〇四分五四秒一八・七二メートルの地点

27の地点 26の地点から二九度〇一分三四秒一・五一メートルの地点

28の地点 27の地点から三八度四四分四三秒五・四一メートルの地点

29の地点 28の地点から三〇九度二七分四九秒一・五一メートルの地点

30の地点 29の地点から三八度五八分一六秒一八・七二メートルの地点

- 31の地点 30の地点から二八度五七分二五秒一・五〇メートルの地点
 - 32の地点 31の地点から三八度三二分一五秒五・四一メートルの地点
 - 33の地点 32の地点から三〇八度二八分〇一秒一・五一メートルの地点
 - 34の地点 33の地点から三八度五七分〇三秒一八・七三メートルの地点
 - 35の地点 34の地点から二九度二〇分四七秒一・五〇メートルの地点
 - 36の地点 35の地点から三八度五二分三四秒五・三八メートルの地点
 - 37の地点 36の地点から三〇八度五六分一四秒一・四九メートルの地点
 - 38の地点 37の地点から三八度五三分二〇秒一八・三九メートルの地点
 - 39の地点 38の地点から二八度五七分〇三秒三五・八三メートルの地点
- (二) 面積
- 七、三二一・四八平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十年二月二十六日 指令港湾第七〇八号

三 関係図書を閲覧できる市町

下松市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十二年三月三十日

山口県告示第四百十九号

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号)別表第一の規定により、小型船用特定係留施設を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

港湾の名称	小型船用		特定係留施設
	名称	種類	
徳山下松港	洲鼻物揚場(次の図に示す部分に限る。)	物揚場	水深二・〇メートル

洲鼻浮棧橋(次の図に示す部分に限る)	浮棧橋	水深二・〇メートル
--------------------	-----	-----------

備考 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部港湾課及び山口県周南港湾管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第五十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一の表中

有限会社大学文具	山口市古熊一丁目五番二七号	山口大学構内教育学部売店	七七一 吉田一六	平成二二、四、二
山口県自動車練習場組合理事長田中信也	山口市小郡下郷七六一	山口県小郡自動車学校	七七八 小郡下郷	平成二二、四、二
有限会社大学文具	古熊一丁目五番二七号	山口大学構内教育学部売店	七七の一 吉田一六	平成二二、二

る。



(八三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年五月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 あさひ苑
代表者の氏名 中田 伴照
主たる事務所の所在地 岩国市旭町三丁目四番一五号
- 三 定款に記載された目的
障害を持つ人に対して、自立を支援することに関する事業を行い、地域社会の障害者福祉に寄与すること。

(八四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年五月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 コーチズ山口
代表者の氏名 林 佳代
主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一五一六番地の二
- 三 定款に記載された目的
幼児から高齢者まで幅広く一般市民を対象に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与、並びにその活動を促し、健康で生き生きと過ごすことのできる健康づくりの総合的な役割を担うための事業を運営することにより、社会全体の発展に寄与すること。

(八五) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下

松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十二年三月三十日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 港湾計画の変更の概要

平成四年九月十八日山口県公告(三三四)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

(一) 臨港交通施設計画

名称	項目		車線数
	変更前	変更後	
臨港道路 晴海港湾線	新晴海緑地	九号埠頭	四
	市道海岸通線	市道海岸通線	四

(二) 土地利用計画

地区名	項目		用途
	変更前	変更後	
徳山西部地区	一〇港湾関連用地	一〇港湾関連用地	一〇港湾関連用地
	五〇九工業用地	五〇六工業用地	五〇九工業用地
新南陽地区	一三港湾関連用地	一〇港湾関連用地	一三港湾関連用地
	五〇九工業用地	五〇六工業用地	五〇九工業用地
徳山西部地区	一〇港湾関連用地	一〇港湾関連用地	一〇港湾関連用地
	二二交通機能用地	一〇港湾関連用地	二二交通機能用地
徳山西部地区	五七埠頭用地	五七埠頭用地	五七埠頭用地
	五七埠頭用地	五七埠頭用地	五七埠頭用地

(三) その他の計画

効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)

徳山東部地区	変更後	
	変更前	変更後
徳山東部地区	四二港湾関連用地	一〇港湾関連用地
	四二港湾関連用地	一〇港湾関連用地

二 港湾計画の縦覧の場所

山口県土木建築部港湾課

地区名	項目		規模又は面積
	変更前	変更後	
徳山西部地区	埠頭用地	埠頭用地	面積八ヘクタール
	交通機能用地	交通機能用地	面積九ヘクタール

(八六) 県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)第四十五条の二(山口県営改良住宅条例(昭和四十一年山口県条例第三号)第三条第一項及び山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第十三条において準用する場合を含む。)の規定により、県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる県営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「県営住宅等」という。)並びに共同施設の名称及び設置場所

白雲台県営住宅	彦島堀越県営住宅	彦島角倉県営住宅	彦島迫町県営住宅	横野県営住宅	長府県営住宅	川中西部県営住宅	川中東部県営住宅	彦島県営住宅	栄県営住宅	垢田県営住宅	綾羅木県営住宅	稗田県営住宅	中村県営住宅	安岡県営住宅	楠乃県営住宅	王司県営住宅	名 称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	下関市	設置場所

次に掲げる県営住宅等及びその共同施設

常盤台県営住宅	藤山県営住宅	田町県営住宅	宇部中村県営住宅	北琴芝県営住宅	岬県営住宅	西山県営住宅	中野県営住宅	小羽山県営住宅	東岐波県営住宅	鶴の島県営住宅	大沢県営住宅	西宇部県営住宅	安岡駅前県営住宅	一の宮県営住宅	彦島江の浦県営住宅	川棚県営住宅	第二彦島角倉県営住宅	山の田東県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	宇部市	〃	〃	〃	〃	〃	〃

高井県営住宅	大平山県営住宅	西田中県営住宅	金谷県営住宅	東萩県営住宅	第二無田ヶ原県営住宅	中津江県営住宅	無田ヶ原県営住宅	穂積県営住宅	吉敷木崎県営住宅	上東県営住宅	平井県営住宅	宮野下県営住宅	恋路県営住宅	平川県営住宅	大内御堀県営住宅	赤妻県営住宅	西大橋県営住宅	琴芝県営住宅
〃	〃	防府市	〃	〃	〃	〃	萩市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口市	〃

今津県営住宅	上市県営住宅	堀田県営住宅	第二浪の浦県営住宅	梅ヶ丘県営住宅	海士路県営住宅	黒磯県営住宅	浪の浦県営住宅	山中県営住宅	萩谷県営住宅	花岡県営住宅	久保県営住宅	旗岡県営住宅	生野屋県営住宅	川瀬県営住宅	中央県営住宅	北山手県営住宅	西浦県営住宅	大道県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	岩国市	〃	〃	〃	〃	下松市	〃	〃	〃	〃

来福台県営住宅	西下領県営住宅	馬皿県営住宅	柳井旭ヶ丘県営住宅	宮野県営住宅	新庄北県営住宅	大屋県営住宅	田屋県営住宅	中の塚県営住宅	江良県営住宅	東深川県営住宅	湯本県営住宅	光井県営住宅	島田県営住宅	和田県営住宅	亀山県営住宅	今桝県営住宅	両家県営住宅	高森県営住宅	
〃	美祢市	〃	〃	〃	〃	柳井市	〃	〃	〃	〃	長門市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	光市	〃

平原県営住宅	古開作県営住宅	大内県営住宅	周陽県営住宅	第二金剛山県営住宅	湯野県営住宅	新堤県営住宅	福川南県営住宅	富田東県営住宅	西桝県営住宅	ひばりヶ丘県営住宅	若山県営住宅	慶万県営住宅	舞車県営住宅	瀬ノ上県営住宅	周南県営住宅	旭ヶ丘県営住宅	金剛山県営住宅	大迫田県営住宅
〃	山陽小野田市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	周南市

朝田特定公共賃貸住宅	稗田改良住宅	第二古開作県営住宅	杣尻県営住宅	萩原県営住宅	桜山県営住宅	本山県営住宅	叶松県営住宅	くし山県営住宅
山口市	下関市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
山口県住宅供給公社 山口市水の上町一番七号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 入居者の公募に関すること。
- (二) 入居者の指導及び連絡に関すること。
- (三) 家賃及び使用料の収納に関すること。
- (四) 県営住宅等及び共同施設の維持管理及び改良に関すること。

四 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

平成二十二年三月三十日
発行

発行人

山口県知事